

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和8年9月14日

月 曜 日

第5569号

## 目次

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

1

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年9月14日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ富山掛尾 A街区 富山市掛尾町 424番11

2 店舗を設置する者 NTT・TCリース株式会社

### 3 變更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) N T T ・ T C リース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス13階

(変更後) N T T ・ T C リース株式会社 代表取締役 近藤 禎一郎 東京都  
港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス13階

4 変更の日 令和8年4月1日

5 変更の理由 人事異動に伴う代表者の変更のため

- 6 届出の日 令和8年8月27日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和8年9月14日から令和9年1月14日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年9月14日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ富山掛尾 B街区 富山市掛尾町 424番12
- 2 店舗を設置する者 NTT・TCリース株式会社 ほか1
- 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス13階 ほか1

(変更後) N T T ・ T C リース株式会社 代表取締役 近藤 禎一郎 東京都  
港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス13階 ほか1

4 変更の日 令和8年4月1日

5 変更の理由 N T T ・ T C リース株式会社の人事異動に伴う代表者の変更のため

6 届出の日 令和8年8月27日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年9月14日から令和9年1月14日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

